

総行地第10号  
総財公第24号  
平成25年2月28日

各都道府県総務部長  
殿  
各指定都市財政局長

総務省自治行政局地域振興室長

総務省自治財政局公営企業課長

#### 土地開発公社経営健全化対策措置要領取扱細則について

土地開発公社経営健全化対策については、土地開発公社経営健全化対策については、「土地開発公社経営健全化対策について」（平成25年2月28日付け総行地第9号・総財公第18号総務副大臣通知）により通知されたところですが、その取扱細則を別紙のとおり定めましたので通知します。

また、土地開発公社経営健全化対策に係る提出書類、関係の地方債の同意等手続等については別途通知します。

なお、「土地開発公社経営健全化対策措置要領取扱細則について」（平成16年12月27日付け総行地第143号・総財地第267号）は、廃止します。

おって、貴都道府県内の市区町村に対しても連絡願います。

(別紙)

## 土地開発公社経営健全化対策措置要領取扱細則

### 第1 対象団体

#### 1 経営健全化公社

土地開発公社経営健全化対策措置要領（以下「措置要領」という。）第2の「第一種経営健全化公社」及び「第二種経営健全化公社」とは、それぞれ次の(1)又は(2)に該当する土地開発公社をいう。ただし、これにより難しい特別な事情がある場合には、この限りでない。

#### (1) 第一種経営健全化公社 次のいずれかに該当する土地開発公社

イ 平成23年度末（以下「基準年度末」という。）に保有する土地のうち債務保証等対象土地の簿価総額を、同年度の設立・出資団体の標準財政規模（都にあっては地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第13条第1項第1号に定める額、道府県にあっては同項第2号に定める額、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあっては同項第3号に定める額、市町村（指定都市を除く。）にあっては同項第4号に定める額、特別区にあっては同項第5号に定める額をいい、設立・出資団体が複数である土地開発公社については、各々の設立・出資団体について得た額の合算額をいう。以下同じ。）で除して得た数値が0.4以上の土地開発公社

ロ 基準年度末に保有する土地のうち債務保証等対象土地であって、保有期間が5年以上であるもの（以下「5年以上保有土地」という。）の簿価総額を、同年度の設立・出資団体の標準財政規模で除して得た数値が0.2以上の土地開発公社

#### (2) 第二種経営健全化公社 次のいずれかに該当する土地開発公社（第一種経営健全化公社を除く。）

イ 基準年度末に保有する土地のうち債務保証等対象土地の簿価総額を、同年度の設立・出資団体の標準財政規模で除して得た数値が0.2以上の土地開発公社

ロ 基準年度末に保有する土地のうち債務保証等対象土地であって、5年以上保有土地の簿価総額を、同年度の設立・出資団体の標準財政規模で除して得た数値が0.1以上の土地開発公社

## 2 経営の抜本的な健全化

措置要領第2の「経営の抜本的な健全化」とは、次のすべてを達成することをいう。

(1) 原則として平成29年度（以下「目標年度」という。）までに、経営健全化公社の保有する土地のうち債務保証等対象土地の年度末簿価総額を当該年度の設立・出資団体の標準財政規模で除して得た数値を0.2以下とすること。

(2) 原則として目標年度までに、経営健全化公社の保有する土地のうち債務保証等対象土地であって保有期間が5年以上であるものの年度末簿価総額を当該年度の設立・出資団体の標準財政規模で除して得た数値を0.1以下とすること。

(3) 公社経営健全化計画策定後可及的速やかに、経営健全化公社の保有する土地のうち供用済土地及び設立・出資団体への土地売却未収金を解消すること。

## 第2 公社経営健全化計画

### 1 経営健全化の期間

措置要領第3の2(1)の「経営健全化の期間」は、原則として平成29年度までとする。

ただし、これにより難い特別な事情があり、公社経営健全化計画に基づ

いて、平成29年度までに、債務保証等対象土地の年度末簿価総額を当該年度の設立・出資団体の標準財政規模で除して得た数値を基準年度の当該数値から0.2以上低下させ、かつ、債務保証等対象土地であって保有期間が5年以上であるものの年度末簿価総額を当該年度の設立・出資団体の標準財政規模で除して得た数値を基準年度の当該数値から0.1以上低下させる場合は、この限りではない。

## 2 各年度の用地取得・処分・保有計画

措置要領第3の2(4)の「各年度の用地取得・処分・保有計画」は、経営健全化の期間内に経営健全化を完了できるよう、6の経営指標が目標値に達するように定めるものとする。

## 3 債務保証等対象土地の詳細処分計画

措置要領第3の2(5)の「債務保証等対象土地の詳細処分計画」は、債務保証等対象土地について、資産区分ごとに（例えば××号線道路用地、××公園用地、××河川用地等、具体的な事業ごとに）、その処分方針及び処分予定年度（設立・出資団体が取得するものにあつては、その処分方針、処分予定年度及び事業予定年度）を定めるものとする。

## 4 その他の経営健全化のための具体的措置

措置要領第3の2(6)の「その他の経営健全化のための具体的措置」は、保有土地の暫定利用、自己資本の活用による借入金の圧縮、地方公共団体等からの土地取得あっせん業務等の受託、人件費・事務所借料等の固定費削減、入札制度の導入等による借入条件の改善等について定めるものとする。

## 5 設立・出資団体による支援措置

措置要領第3の2(7)の「設立・出資団体による支援措置」は、土地開発基金・公共用地先行取得特別会計等による未事業化用地の取得、無利子融資・低利子融資、補助金の交付等について定めるものとする。

## 6 達成すべき経営指標の目標値

措置要領第3の2(9)の「達成すべき経営指標の目標値」は、次の指標について定めるものとする。

- (1) 経営健全化公社の保有する土地のうち債務保証等対象土地の年度末簿価総額を当該年度の設立・出資団体の標準財政規模で除して得た数値
- (2) 経営健全化公社の保有する土地のうち債務保証等対象土地であって保有期間が5年以上であるものの年度末簿価総額を当該年度の設立・出資団体の標準財政規模で除して得た数値
- (3) 経営健全化公社の供用済土地の年度末簿価総額
- (4) 経営健全化公社の設立・出資団体への土地売却未収金の年度末残高

## 第3 経営健全化の完了

措置要領第4の5の「経営の健全化を完了した場合」とは、次の条件を満たした状態になった場合をいう。

- (1) 経営健全化の期間の終了時点の達成すべき経営指標の目標値が達成されていること。
- (2) 経営健全化公社に供用済土地及び設立・出資団体への土地売却未収金がないこと。

## 第4 公社経営健全化団体に対する財政措置

- 1 公社経営健全化団体が経営健全化公社の保有する債務保証等対象土地を計画的に取得する場合には、その保有期間にかかわらず、取得後10年以内に事業の用に供する場合（他の事業債の対象となる場合を除く。）には、「平成24年度地方債同意等基準運用要綱等について」（平成24年4月6日付け総務副大臣通知）に基づき、地方債の協議等において、公共用地先行取得等事業による起債対象となるが、今回の通知に基づき同様の取得をする場合も同様の取扱いとする。
- 2 地方公共団体が土地開発公社に対して無利子貸付を行う場合、平成24

年度地方債同意等基準（平成24年総務省告示第155号）（以下「同意等基準」という。）に基づき、貸付金の回収が確実と認められるものであること等地方債を財源として貸付を行うことに合理性がある場合は、当該無利子貸付に係る貸付金は一般単独事業債・一般事業（貸付金）による起債対象となる。

この場合、平成24年度地方債充当率（平成24年総務省告示第157号）に基づき、「土地開発公社経営健全化対策に基づく貸付金」に係る起債の充当率は100%となるが、今回の通知に基づき、公社経営健全化団体が、公社経営健全化計画に基づいて、経営健全化公社の債務保証等対象土地に係る資金の全部又は一部について、経営健全化の期間中当該債務保証等対象土地の処分までの間、無利子貸付を行う場合も同様の取扱いとする。

- 3 なお、地方公共団体が土地開発公社から供用済土地を取得する場合には、同意等基準に基づき、普通会計分については、原則として一般単独事業債・一般事業（その他（出資金・貸付金、負担金以外））による起債対象となり、公営企業会計分については、それぞれの事業債による起債対象となる。

また、民間事業者への貸付により有効利用を図ることを目的として、地方公共団体が土地開発公社から債務保証等対象土地を取得する場合であって、既に貸付を行う相手方が確定し、再取得した土地を直ちに貸し付けることができる状況にある場合には、同意等基準に基づき、原則として一般単独事業債・一般事業（その他（出資金・貸付金、負担金以外））による起債対象となる。

- 4 特別交付税措置については、以下のとおりとする。

- (1) 第一種公社経営健全化団体が、公社経営健全化計画に基づいて、第一種経営健全化公社の債務保証等対象土地を取得する場合には、債務保証等対象土地に係る公共用地先行取得等事業債の起債許可額に100分の2を乗じて得た金額を上限として、当該地方債の利子支払額に要した費用の2分の1に相当する額について特別交付税により措置するものとする。

- (2) 第一種公社経営健全化団体が、公社経営健全化計画に基づいて、第一種経営健全化公社の債務保証等対象土地に係る資金の全部又は一部について、経営健全化の期間中当該債務保証等対象土地の処分までの間、各年度の利子に相当する額を当該土地開発公社に補助する場合には、各年度、前年度末の当該利子補給対象資金総額と当年度末の当該利子補給対象資金総額の合算額の2分の1に相当する額に100分の1を乗じて得た額を上限として、当該利子補給に要した費用の4分の1に相当する額について特別交付税により措置するものとする。
- (3) 第一種公社経営健全化団体が、公社経営健全化計画に基づいて、第一種経営健全化公社の債務保証等対象土地に係る資金の全部又は一部について、経営健全化の期間内において当該債務保証等対象土地の処分までの間、無利子貸付を行う場合には、各年度毎に、前年度末の当該無利子貸付残高と当年度末の当該無利子貸付残高の合算額の2分の1に相当する額に100分の1を乗じて得た額を上限として、当該無利子貸付に係る資金調達に係る利子の4分の1に相当する額について特別交付税により措置するものとする。

## 第5 公社経営健全化団体の計画の変更

措置要領第7の「災害その他特別の事情」とは、災害が発生した場合、制度の改正等国の施策に変更があった場合、企業環境の変化等により土地造成事業の進捗よくに著しい変動を生じた場合等、公社経営健全化計画の策定に際して予想することができなかつた事情をいう。

## 第6 その他

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）が平成21年度から全面施行されたことにかんがみ、同年度から5年間で、基本的に土地開発公社を含むすべての第三セクター等を対象として、必要な検討を行い、平成25年度までの特例措置である第三セクター等改革推進債も活用し、存廃を含めた抜本的改革を集中的に行うことを要請している。本対策は、土地開発公社の業務を継続しながら経営の抜本的健全化を図る地方公

共団体を支援するために講ずるものであり、平成25年8月31日までに公社経営健全化団体としての指定を受けるものに限り対象としている。

経営の抜本的な健全化を図る必要がある土地開発公社の設立・出資団体にあつては、第三セクター等改革推進債や本対策の活用を視野に検討を行い、先送りすることなく当該土地開発公社の抜本的改革に取り組むことが求められる。